

## 参考資料

### 就業規則の規定例

就業規則において、立候補に伴う休暇制度や、立候補した勤労者に対し不利益な取扱いをしない旨を規定する場合は、以下のような規定例が考えられる。また、就業規則において、副業・兼業を可能とする場合の規定例は、モデル就業規則（令和4年1月厚生労働省労働基準局監督課）において示されている。

#### ●就業規則の規定例

(立候補休暇)

第〇条 労働者が、地方公共団体の議会の議員の選挙において候補者となつた場合には、選挙運動の期間につき、選挙運動のために必要な日数の休暇を与える。

2 前項の休暇の期間は、無給/通常の賃金を支払うこととする。

(不利益取扱いの禁止)

第〇条 労働者が、地方公共団体の議会の議員の選挙において候補者となつたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしない。

#### ●モデル就業規則（令和4年1月厚生労働省労働基準局監督課）

(副業・兼業)

第70条 労働者は、勤務時間外において、他の会社等の業務に従事することができる。

2 会社は、労働者からの前項の業務に従事する旨の届出に基づき、当該労働者が当該業務に従事することにより次の各号のいずれかに該当する場合には、これを禁止又は制限することができる。

- ① 労務提供上の支障がある場合
- ② 企業秘密が漏洩する場合
- ③ 会社の名誉や信用を損なう行為や、信頼関係を破壊する行為がある場合
- ④ 競業により、企業の利益を害する場合